

令和5年度 第2回江坂公園指定管理者候補者選定委員会
第2回吹田市立江坂図書館指定管理者候補者選定委員会
議事要旨

【会議名】

令和5年度 第2回江坂公園指定管理者候補者選定委員会
第2回吹田市立江坂図書館指定管理者候補者選定委員会

【開催日時】

令和6年1月30日（火）午後1時55分から午後2時55分まで

【開催場所】

吹田市立江坂図書館 多目的室2

【次第】

- 1 開会
- 2 議事
(1) 指定管理者の管理運営業務に係る評価に関する審議
- 3 閉会

【配布資料】

次第
答申案
モニタリング・評価シート
第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策
根拠資料集
事業計画書（選定時）

【出席委員】 ※順不同、敬称略

委員長：増田昇（LAまちづくり研究所 所長 / 大阪府立大学 名誉教授）
副委員長：澤木昌典（大阪大学 名誉教授）
委員：梶木典子（神戸女子大学 家政学部 教授）
委員：渡邊智山（関西大学 文学部 教授）
委員：大内将弘（大内会計事務所 税理士）

【欠席委員】

なし。

【会議の公開・非公開】

非公開（「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針」第9項第2号（イ）及び（ウ）、また、「吹田市情報公開条例」第7条第3号及び第4号の規定のため。）

【傍聴者の数】

—

【発言の要旨】

1 開 会

事務局

定刻となりましたので、ただいまから、第2回江坂公園指定管理者候補者選定委員会及び吹田市立江坂図書館指定管理者候補者選定委員会による第三者モニタリングを開催させていただきます。

委員の皆様方には、昨年12月26日の第1回選定委員会におきまして、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本日の委員会では、答申をいただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会につきまして、過半数の委員の出席がございますので、吹田市都市公園条例施行規則第20条第2項及び吹田市立図書館の指定管理者に関する規則第9条第2項の規定により成立していることを報告いたします。

本日の資料について、前回お配りし、今回お持ちいただいている資料に加えまして、机上に①答申案、②第三者コメントを追記したモニタリング・評価シート、③第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策、④根拠資料追加提出分、⑤選定時の事業計画書をお配りしておりますのでご確認をお願いします。

それでは、委員長、選定委員会の進行をよろしくお願いいたします。

2 議 事

（1）指定管理者の管理運営業務に係る評価に関する審議

委員長

それでは、議事に移らせていただきます。議事（1）「指定管理者の管理運営業務に係る評価に関する審議」を進めてさせていただきます。お手元のモニタリング・評価シートは第1回から修正・追記いただいております、これらの変更部分について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局よりモニタリング・評価シートの変更点についての説明】

委員長

第1回目の議論、その後のメール等でのやりとりを経て示された最終稿について、齟齬又は付け加えることはありませんか。

項番1の人員体制について、指定管理者コメントでサブリーダー不在の期間があり、C評価に該当するのではという意見もありましたが、代行者を立て、業務に支障が出ないようにしていたとの市のコメントもあり、両者のBという評価は妥当と考えます。また、今後のスキルアップを期待したいところです。

委員

委員のご意見のとおり両者の評価は妥当と思います。意欲的に人材育成を図っていただいて今後の伸びしろに期待したい。

委員長

項番3について、指定管理者は保険に加入していますか。

事務局

加入しています。保険対応は指定管理者の所掌範囲です。

委員

子どもの事故対応に対する訓練は他の公園でもあるのでしょうか。

事務局

子どもに特化した訓練は実施したことがないです。

委員

使用等の初期対応の訓練は行っていますか。

事務局

実施しているところはあります。

委員

ここにAEDは設置されていますか。

事務局

江坂図書館に設置されています。

委員

大規模災害が周辺で発生した時に江坂公園はどういった役割を担いますか。江坂公園の地域防災計画の中の位置づけと避難所を運営することになった際のそれに応じた指定管理者の役割を教えてください。

委員

一時避難地や広域避難地に指定されているのでしょうか。

事務局

江坂公園は帰宅困難者の一時的に留まる一時避難地に指定されており、一時避難地に対

応した遊具(夜間照明用ソーラーパネル等の備え付け)やかまどベンチを設置しています。いわゆる避難所としての機能は備えていません。それらを踏まえた危機管理基本マニュアルを策定しています。

委員

BCP(業務継続計画)は策定していますか。

事務局

策定しています。資料に入っていないので後日データで送付します。

委員

被災した方が災害対応に当たるということもあります。災害の起きる時間、曜日等で対応も変わると思います。いろんな場合を想定し、どこと連携するのもも含めて考えていただきたいです。

委員長

災害対応、不審者対応について市と連携した訓練の実施を求める旨を第三者コメントに追記していただきたいです。

BCPについては、行政的指導をされているのですよね。

事務局

そうですね。訓練についても、いつ起きるのかというのをある程度設定し、テーマを与えてブラインドで実施したりなどですね。

委員長

大阪府で公開しているBCPは記入するだけでも大変ですよね。委員の指摘のとおり、被災している中で誰が駆け付けるのかという指揮系統は難しいですね。

委員

不審者対応についても大事だと思います。

委員長

「社会情勢の不安定化に対しても対応されたい」も追記しましょうか。

項番5について、裸地化した法面が多く土壌流亡、排水処理について気になったので第三者コメントに記載しています。最終的に市の業務になると考えます。指定管理者には市と協議して抜本的に対処していただきたいです。

項番7について、図書館業務については、市が持っているノウハウを指定管理に指導していますか。

事務局

図書館経験がないところからのスタートだったので、まずはマニュアルを読み込んでもらい、質問を受け、リーダー、サブリーダーを通して助言し、指導を進めてきました。

委員長

「図書館業務のHow toを有している市からの助言を受けつつ業務や接遇の改善に取り組まれない。」というコメントで市は問題ないでしょうか。

委員

清掃等公園の運営に関わっているボランティア団体はありますか。また公園を占有で使用する団体はありますか。

事務局

CSR 活動の一環で清掃活動をしている団体はありますが、基本的に清掃は指定管理者で行っています。自治会が避難訓練を行うといった使用例はあります。

委員

他自治体の例だが、公園利用者が公園の清掃に携わっているところがあります。市民協働の一環として、サービス享受だけではなく公園利用者やボランティアに清掃に関わってもらっても良いのではないのでしょうか。協働につながると思います。指定管理者が全てを行うのではなく、上手くいろいろなプレイヤーを取り入れていただけたらと思います。

委員長

項番 8 について、「ボランティア団体との協働体制は引き続き取り組むと同時に、公園利用者に公園美化の意識を持ってもらうために、環境美化や啓発活動にも取り組んでもらいたい」という旨を第三者コメントに追記していただきたいです。

項番 9 について、委員から何かご意見ありますでしょうか。

委員

評価期間が短いので、令和 5 年度になるとまた変わりますが、これ以上の評価は難しいですね。

委員長

項番 9 について、「経費節減は重要であり、引き続き取り組まれない」でよろしいでしょうか。

項番 11 について、利用満足度に関しては類型化して対応できています。定量的な調査をしていないので、アウトカムの話はこれからですね。

項番 12 について、収益性の高いイベントは実施していますか。可能性は探っていますか。

事務局

イベントについては、令和 5 年度に規模の大きなイベントを実施しています。

委員

カフェの夜間営業は検討しているのでしょうか。

事務局

地域住民の集いの場として、夜間営業を検討していると聞いています。

委員

寄合のスペースとして活用するのは良いですね。

委員

図書館のイベントで、材料費などの料金を徴収することは可能でしょうか。

事務局

指定管理者の自主事業なら徴収できます。ただし、物販を行う場合は、面積あたりの使用料を市に支払ったうえでの実施となります。市の主催事業では料金を徴収できません。

行政財産目的外使用の例として、中2階に指定管理者が設置しているコーヒーマシーンがあります。本来の施設の使用目的ではない物販にあたるので目的外使用料を支払ってもらって設置しています。

委員

部屋の有料貸出を行っていますか。

事務局

図書館では有料の部屋貸しはしていません。市民センター等、有料の部屋貸しを行っているところはあります。

委員

部屋貸しを求めている市民は多いのでコワーキング、リモートワーク用の部屋貸しなど有料でも良いような気がします。中2階の席は学生さんの自習スペースに重宝されているのではと思います。

事務局

中2階の席はあくまで図書館資料を閲覧するための閲覧席であり、自習は断っています。

委員

子どものサードプレイスのな場所が提供できると良いのですが、家庭と学校以外に居場所があるということは子どもにとって大事なことです。

委員

石川県立図書館を見学した時に予約制で個室が借りられて評判が良いと聞いています。例えば、夏休みにこの部屋（多目的室）を間仕切りして勉強部屋として利用してもらうとか、大学のゼミに利用してもらうとか、いろんな可能性があるのでは。

事務局

子育て政策室の事業ですが、夏休み期間や冬の受験シーズンに青少年施設や一部図書館の部屋を自習室として開放しています。江坂図書館も多目的室2を自習室として開放しており、平日の夕方や土日は利用が多くなっています。

委員長

子どもの居場所作りとしてとても良い事業ですね。指定管理者の事業ではなく市の事業なのですね。

事務局

はい。

委員長

何点か追記をさせていただきましたが、上から順番に確認させていただきます、項番1・2は追記なし、項番3について読み上げてください。

【事務局読み上げ】

委員長

1点目は社会情勢の不安定化に対して子供の安全性の担保にご配慮いただきたいという点です。これは原文に加えて良いと思います。また、「社会情勢の不安定化に伴い、子供の安全性の担保に配慮されたい」という旨、「災害発生時の一時避難地としての対応を市と連携して対応を図られたい。連携した対応策を検討するとともに訓練の実施も期待する」旨を追記ください。計画だけでなく事前訓練もしておいた方が良いでしょう。

委員

他の訓練と一緒に良いと思います。消防訓練と兼ねてやっていただいたら。近隣自治会が地震発生時に公園のかまど等を使用するなど、防災訓練をされるときに一緒に地域の方と訓練しておかないと実際にはできません。

委員長

今日追記いただいたものは、一度確認させていただいて、メールで皆さんの確認を経て最終案とするということですのでよろしいですかね。

3項目はそれですね。その次の項番5、6、7で何か追記ありますか。項番8に追記ということで読み上げてください。

【事務局読み上げ】

委員長

環境美化とか清掃に関する啓発活動も期待するということも記載してください。

項番9、10はよくて、特に子供の学習室とかは市が直営されているということで、指定管理者の評価ではないので追記をしないということよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたら最終稿として少しお預かりさせていただいて、事務局と詰めて、最終はメールで確認いただくということにしたいと思います。

答申案について、説明をお願いします。

【答申案について、事務局説明】

評価をするということになっていましたので、蛇足ですが、両者の評価は妥当と考えるという文言を加えてもらいました。もう一枚付いている資料は何でしょうか。

事務局

こちらにつきましては、事務局で第三者コメントをもとに指定管理者への指示事項を記載し、指定管理者から対応策を追記いただくというものです。

委員長

これは市から出されるものであって、我々の委員会としては預かり知らないことで良いでしょうか、それとも委員会も関係するのでしょうか。

事務局

答申が終わった後、事務局として作成させていただくものになります。

委員長

答申が終わった後ということですね、分かりました。

委員

概要のところの実施日時というのは、何の実施日時が入りますか。

事務局

委員会の開催日が入ります。

委員

1番は委員会の開催概要で、委員会でこんな意見が出たということが左の評価等の欄に書かれて、これに対して指定管理者が回答してくるということでしょうか。

事務局

お見込みのとおりです。

委員

委員会の名前はずっと候補者選定委員会なのでしょうか。違和感があります。

事務局

こちらは市の実施方針に名称が定められておりまして、これでいくことになります。

委員

教育委員会は教育長が受けるのではなく委員会あてに答申を出すという形になるのでしょうか。諮問もこの形で来ていると思いますけど、市長は個人名が入っているのに教育委員会は委員会という会議体に諮るのでしょうか。

事務局

教育長が所掌する事務は、市長の権限とは異なっており、教育委員会という会議体に諮ることとなります。

委員長

少し気になるのは、我々が責任を持つのは第三者コメントのところですよ。それを入れておいた方が良くもありません。本委員会を審議した結果、別紙モニタリング評価シートの第三者コメントのところを答申としますということで。そうでないと市が書いてあるところまで責任を持つということはまずいので、第三者コメントを答申とします。

委員

我々は評価しないのですよね。

委員長

我々は評価をつけずに両者の評価が妥当かというところを判断し、直接評価しないということですね。これが一体的に動かないと、第三者評価だけ動いてもあまり意味がないので、このシートとして動いていく方が後々役に立つと思います。

他に何かよろしいでしょうか。

本来は令和5年が実質上、指定管理が稼働したということですので、令和5年の評価を実施するのが良いとは思いますが、20年という長い評価でいくと、今回は令和4年度の評価を実施して、令和6年の評価を令和7年度に実施するということですよ。それで十分かと思います。

正直いかがですか、利用者の満足度は指定管理業務が入って良くなりましたか。

令和5年の満足度調査は直接今回には関係ありませんが、図書館も明るくなり使い勝手が良くなったと思うのですが。

事務局

公園としては、指定管理者制度を導入したことで、市で管理していた時は週3回の実施だったトイレ清掃が毎日実施されているということで、快適に利用できているという意見をいただいたことがあります。

委員長

図書館はいかがでしょう。委員はどう思いますか。

委員

どこがゴールなのかが本当に難しいです。常に進展していく、状況に合わせて改善していくところもあり、イベントも新たなことに取り組まないといけないという意味でも自己改革を期待したいと思います。

図書館の指定管理業務は、窓口業務だけですが、前回の繰り返しになりますがヒアリングの中で市と連携していきたいということを回答していたので、そこに期待して図書館を評価したいと思います。

委員長

公園も大型遊具は誘致圏域が広がっているのではと思います。遠くからもあの遊具目当てで遊びに来るなど、利用圏域が広がったのではと思うのですが、実感はいかがでしょう。

事務局

色々なメディアでも取り上げていただいております、たくさんの方が遊具を目的に来られているように思います。

委員長

企業のCSR活動の一環で清掃活動をされており、外部のボランティア団体との関係はどうでしょうか、図書館の上のガーデンのところの団体とは少し軋轢があったとのことですが、他の団体とはどのような感じでしょうか。

事務局

CSR系の団体ですと活動頻度がそこまで多くないこともあり、軋轢が生じることもなく、関係は良好かと思います。

委員長

公園協議会の運営としてはいかがでしょうか。飲食店の導入、図書館の改修、そのあたりの評価はどうでしょうか。実態の評価でというわけではなく、聞こえてくる声としてはいかがでしょうか。

事務局

江坂公園協議会では、江坂企業協議会が委員に入っており、こういうことをしたらどう

かとか提案する委員が多い。一方で企業色が強く出ており、地元のイベントなどが要素として薄くなっている部分もあり、そこを問題に感じている委員もいます。

委員長

カフェとレストランの経営状況はいかがでしょうか。どこもかしこも民活であのような飲食店ができていますが、市場経済の中で回っているのか、苦戦されているのか、その辺りはいかがでしょう。かなり立地が良いので大丈夫なのかなとは思いますが。

事務局

苦戦されているとは聞いています。夏場など気候の影響を受け、夏は売り上げがぐっと下がるなど聞いています。

委員長

こんなに駅に近く立地条件の良い場所で苦戦されるのですね。

事務局

公園の利用者数の調査でも夏場はすごく下がっています。

委員長

特に昨年は熱中症アラートで外に出るなということがあったので。北大阪なら大丈夫かなと思っていました。堺では公園に民間がレストランを入れてもコストが少し高めだと流行らなくなり、苦戦されているところが多いです。

ヒアリングした際、地元への貢献・寄与を言われていた~~た~~ので。頼もしいと思います。他はよろしいでしょうか。

江坂公園と吹田市立江坂図書館の管理業務に評価に関してはここで終わりにしたいと思います。ご協力どうもありがとうございました。事務局にお返ししたいと思います。

3 閉 会

事務局

【事務局より今後の流れの説明】

本日は、ご審議ありがとうございました。

なお、第1回にてご提案のありました令和6年度の第三者モニタリングの件でございますが検討した結果、令和23年度まで20年間の指定管理期間があり、令和6年度は所管モニタリングにて対応することといたしました。

次回の第三者モニタリングは、2年後の令和7年度の実施を予定していますので、よろしく願いいたします。

閉会にあたりまして、中央図書館長から、お礼を申し上げます。

【中央図書館長お礼】

会議はこれで終了します。ありがとうございました。